

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Possibilities of the Ethnography by the Postsoviet anthropologists : Works and productions in the new market economy : Adaptive process of pastoral production to the market economy and related socio-cultural features in postsocialist conditions : Transform

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高倉, 浩樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001261

ポスト社会主義下における牧畜生産の 市場経済適応過程とその文化的位相 ——東シベリア・サハ人の牛馬飼養文化の変容——

高倉 浩樹

東北大学東北アジア研究センター・国立民族学博物館共同研究員

ポスト社会主義下で市場経済化・私有化／民営化に直面するシベリア・サハ人農村コミュニティにおいて新たに出現した個人馬牧夫と家畜預託システムによって支えられる社会関係に着目することで、今日における彼らの伝統的生業文化の変化の位相を明らかにする。従来の研究では、社会主義経済から、市場的な富の再分配を基調とする資本主義経済システムに包摂されたシベリア狩猟牧畜社会は、その原理とは反対の互酬的な関係に基づく生業経済に移行することが指摘されてきた。しかし、サハ社会ではそれと同時に、富の市場的再分配に相対的に適した食料生産に関わる社会経済的領域も形成された。つまり市場経済化・私有化／民営化の影響は、互酬的な生存維持活動と契約的な市場交換からなる二重経済とこれに関わる社会空間を形成させうるのである。その成立の条件は、社会主義化による社会経済生活の近代化が実現したという歴史と、彼らの伝統的生業における牛と馬という生態・経済・文化上の異なる意味をもつ生産とこれに関わる社会文化にある。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 序論 | 4.2 数式焼印と馬産経営 |
| 2 サハ人社会の歴史と環境 | 4.3 所有的焼印 |
| 2.1 生態環境と牧畜 | 5 個人馬牧夫と預託 |
| 2.2 牛馬家畜飼養と生産組織 | 5.1 個人史 |
| 3 サハ農村コミュニティにおける私有化 | 5.2 地域コミュニティと個人馬牧夫 |
| 3.1 私有化と牧畜生産に関わる社会組織 | 5.3 預託料とその合理性 |
| 3.2 統計上の特徴とその意味 | 5.4 牧夫＝預託者関係 |
| 4 家畜所有の文化様式 | 6 考察 |
| 4.1 人＝家畜関係 | 7 結論 |

*キーワード：家畜預託, 二重経済, 市場経済・私有化／民営化の影響, サハ

1 序論

本稿の目的は、ポスト社会主義下のシベリアの農村コミュニティにおいて新たに出現した個人馬牧夫と家畜預託システムによって支えられる社会経済的状況とこれに関わる文化の位相を明らかにすることである。東シベリアの牧畜民のサハ人に焦点をあて、口

シア政府の私有化／民営化政策に直面した彼らがいかに自分たちの文化的脈絡のなかで適応したかを分析するとともにその理論的意義について考察したい。

この研究が目指すのは、第1にシベリアの牧民サハ人の社会変容を、歴史的過程を踏まえながら、彼らの伝統的文化に焦点をあて分析するという、いわばサハ民族学への貢献である。第2に、社会主義を経験した極北地域の狩猟牧畜民にとって私有化／民営化の影響を明らかにするという意味で、ポスト社会主義人類学への理論的考察も試みたいと思う。後者の問題は、狩猟採集民や牧畜民の近代化・市場経済との接触というより広範な理論的問題とも重なり合うものである。

ポスト社会主義下のシベリア狩猟牧畜民は、ロシア政府によって導入された市場経済化と私的所有の制度化に多大な影響をうけた。経済政策として、その骨子を説明すれば、巨大な国営企業に代わり、私有の生産手段を通して農牧生産活動を行える様々な規模と種類の経営体の設立を促し、市場の需要と供給に対応するかたちでの経済活動の実施を進めていくことである。とはいえ、ポスト社会主義政策の彼らへの影響を扱った研究は一律に、その実態が政策シナリオとは異なっていることを指摘している。例えば、国営農場解散後の狩猟牧畜生産団体の組織化にあっては、自立的な小企業や自営業よりも従来の国営農場体制の維持＝旧制度下での集団主義が住民に選択される傾向がある。また仮にそのような小規模企業体が設立されても、その組織原理は親族や姻族によって構成され、利益追求を目的とする個人が自由意志に基づき形成するような組織原理とはなっていない(池谷 1999; 佐々木 1998; 高倉 2000; 渡邊 2000; Hann 2003; Humphrey 1998)。さらに、市場経済化に対して、互酬性にもとづく親族を中心とする食料生産・分配に関わる生業経済が住民の生活にとって中心的位置づけをもつようになったともいわれる(吉田 1998; Crate 2003; Humphrey 2002; Ziker 2001, 2002)。これらの研究に共通するのは、私有制の導入と市場原理という新しくそしてそれ故に不安定な制度への移行期において、伝統的な社会的紐帯と生存維持活動(subsistence activities)が、社会救済的機能を備えた住民の適応戦略となっているという視点である。従来、狩猟採集民や牧畜民研究と市場経済の遭遇は、不可逆的に市場原理が部分的にせよ全体的にせよ浸透・包摂することを前提としてきた中であって、こうした理論的視座は斬新なものであった。

これに対し、本稿はポスト社会主義下において狩猟牧畜民の伝統的生業が、かならずしも非市場的な社会領域の生成に収斂されるものではないことを主張するものである。そもそも考慮しなければならないのは、シベリアの狩猟牧畜民は70年にわたる社会主義化によって定住化と労働組織を含めた社会関係の変容を経ているという歴史的事実である。社会主義経験¹⁾という観点からすれば、私有制の廃止と社会階層の平準化、宗教生活の弾圧といった集団化・富農撲滅・反シャマニズムなど住民生活に直結する諸政策は同時に、社会インフラを伴う行政村落で定住化、教育機会の提供、雇用機関の創出と社

会的分業のシステム化、現金経済の浸透という社会制度上の大きな変革をも伴っていた(高倉 2009予定)。そこでは(A)計画経済下での非市場的な富の再分配が主流となる経済システムを基盤にし、住民を雇用という形態でこれに巻き込みながら、(B)世帯レベルでは補足的に生存維持活動が営まれ、互酬的な食料確保の仕組みが存在するというフォーマルとインフォーマルな二重の経済システムが成り立っていた²⁾。

従来の研究では以下のように説明されてきた。ポスト社会主義下において上記(A)が消滅し、国家領域においては市場的な富の再分配を基調とする経済システムに転換されたが、それが地域社会にまで浸透・機能することなかった。ソ連末期から新生ロシアにおける経済危機において給与を含めた貨幣の流通が滞り、かつ急激なインフレのため、その交換価値が大幅に縮小したことも加わり、シベリア狩猟牧畜民において(a)親族間を中心とする互酬的な関係に基づく生存維持活動が社会主義時代より重要な役割を果たすようになった、とされる。筆者は、それを否定するものではないが、それと同時に(b)互酬性や非市場的再分配原理とは異なる社会経済領域が生じていると考える。ここで意味するのは、フォーマルとインフォーマル或いは伝統的部門と市場部門という意味ではない。むしろ、狩猟牧畜民の市場経済化・私有化という現象にあって、典型的に言えば市場的な富の再分配システムに適合的な経済活動が、彼ら自身の歴史と文化の文脈のなかで生成していること、そしていわば上記(a)(b)双方が並立する二重の生産体制と社会空間のあり方を明らかにし、その成立の条件を解明することを目指したいのである。ここでいう「二重」は、アフリカ研究者湖中真哉がいうところの「二重経済」の概念に依っている。つまり「市場での交換を前提とした経済活動が行われる一方、物質的充足や社会的な意味の実現を目的とした経済活動も併存的に行われる」ということであり、両者の関係について、一方的な包摂や接合ではなく並列関係にあり、一回限りの事象ではなく継続する過程であると想定する(湖中 2006: 4-21)。このような視座から、サハ社会の二重経済に関わる社会制度を明らかにしたいのである。

本稿で用いられる資料は、サハ共和国内のレナ川中流域を中心とする中央ヤクーチア地域において、1999年から2005年にかけて断続的に行われた参与観察に基づくフィールド調査及び現地行政機関での統計資料などの文献調査によって得られたものである³⁾。フィールド調査は集約的なものと広域的な調査双方によって実施された。集約的な調査地はメギン・カンガル郡内のタバガ村で実施し、それ以外は広域調査として、メギン・カンガル郡、ヤクーツク特別行政区、ハンガル郡、アムガ郡、ウスチ・アルダン郡、ナム郡において実施した(【図1】参考)。歴史文化的背景をふまえつつ、収集されたこれらの諸地域のさまざまな民族誌的事実を用いながら、中央ヤクーチアの特徴を抽出しつつ検証するという分析手法を用いる。



【図1】 中央ヤクーチアと調査地

2 サハ人社会の歴史と環境

2.1 生態環境と牧畜

サハは、テュルク系言語集団にあって最北に住む民族である。その民族的起源は、バイカル湖付近の南方ステップ地帯にある。この民族史的背景は、サハ文化と、隣接するシベリア先住諸民族の文化との間の大きな違いとなっている。その1つは、牛馬牧畜と干草生産を主要とする彼らの伝統的生業経済である。多くのシベリア先住民のソ連以前の伝統的な生業経済は、トナカイ飼育・狩猟・漁労の生業複合を中心とし、遊動的な生活であったが、サハは夏季と冬季の居住地域の間を遊牧する半遊動的生活を送っていた。2002年の国勢調査では約43万人で、このうちおよそ65パーセントは農村人口、35パーセントは都市部の住民である（国勢調査 2002: 717）。社会主義崩壊後の農村部でも教育関係、病院関係、公共サービスなどの職業は維持されているが、彼らも含めて農村部で暮らす人々はなんかのかたちで伝統的な生業経済に関わっている。ただ都市部人口が35パーセントと伝統的生業経済と直接的な関わりのない個人も一定数存在することは事実である。こうした人口および職業構造は、数万から数千人の人口である他の北方少数民族と大きな相違をなしており、ソ連時代においてサハ人の名称を冠した自治共和国、

そして現ロシアにおいては共和国が設置されているように、政治文化という観点からも顕著な特徴をもっている⁴⁾。

東シベリアに位置するサハ共和国（面積はインドほど）は、北極圏・亜寒帯地域に位置しており、暑い夏と寒さ厳しい冬という大陸性気候の特徴をもつ。彼らの牛馬飼育は、これら生態学的な条件によって制約を受けている。住民の間で、冬は9ヶ月間存在し、零下50度以下になるものとして認識されている。実際に気象学的データでサハ共和国首都ヤクーツ市のデータをみると、月別平年気温（1961～1990年）で零下になるのは10月から4月で8ヶ月である。厳寒期の12月の場合は零下38.8度、1月には零下41.2度が平均気温となる（国立天文台 2001: 312-313）。一方、降水量はきわめて少ない、ヤクーツ市の平年降水量は236.9ミリであり、この量はステップ気候の典型と考えられるウランバートルとほぼ同じである。ヤクーツ市およびその周辺、あるいはレナ川中流域を中心とする中央ヤクーチア地域は、タイガ（北方林）によって特徴づけられる。降水量が少ないにも拘わらず森林が生育可能なのは、永久凍土を水源にしているためと考えられている。特に冬の降水量が非常に少ない。10～12月と4、5月は平年降水量が20ミリ以下、1～3月は10ミリ以下となる（国立天文台 2001: 356-357）。これらは積雪が少ないことを意味している。

2.2 牛馬家畜飼養と生産組織

こうした生態環境の条件下で、サハ人の牧畜は牛と馬でその飼育法が大きく異なっている。牛は家畜小屋で飼育されるのが基本である。朝と夕方2回搾乳され、夏の間は比較的自由に放牧されるが、冬になると自らの牛を畜舎とそこに敷設される囲いから出さなくなる。水を飲ませるために放牧させる以外は、大量に保管されている干草を飼料として与える。1頭の雌牛が越冬するのに2トンの干草が必要であると考えられている。

対称的に、馬は種雄1頭に牝馬十数頭が1つの単位となるハーレム＝馬群（tabun）にまとめられ、周年放牧として村から離れた放牧地で飼われる。この状態は、1年間をとおして継続される。牧夫の重要な役割は馬群が良好に生育しているか、定められた放牧地以外にまで動いてしまっていないかどうかをいわば見回る作業である。こうしたなかで、先に示した冬期の降水量の少なさ＝積雪が少ないことは重要である。ヤクート馬と呼ばれる現地産の馬は、冬期には雪下の草を食するが、積雪が深いと、前足で雪を掘ることができなくなるからである。

ソ連時代の定住化政策の結果、少なくとも1960年代以降サハ人は冬営地と夏営地の間を往復する半遊動的生活にかわって、ほぼすべて村落に定住するようになった。ソ連時代のヤクーチア農村部住民は、数頭と限定されていたが、家畜の私有が可能だった。国营農場といういわば組織による生産と、世帯レベルの生産双方が行われていた。興味深いのは、牛の場合は、国营農場が保有する巨大な畜舎であっても、個人の屋敷地内の

小さな畜舎であっても、上記に述べた飼育法で飼われていたことである。いいかえると、国営農場が所有する家畜は農場で飼育し、家族が所有する家畜は個人の屋敷地で飼育する。つまり、家畜という生産手段の所有とその飼育に従事する労働組織が一致していたのである。これに対し、馬は家畜所有者とその飼育者が一致することはなく、所有はできても、世帯レベルで維持・再生産させることは不可能だった。馬群による周年放牧という飼育法は、必然的に多くの家畜を管理下におくことで可能となる生産システムである。個人が馬を所有することは可能であったが、その飼育場の管理は、もっぱら団体組織による生産に限定されていた。

3 サハ農村コミュニティにおける私有化

3.1 私有化と牧畜生産に関わる社会組織

こうした環境と動物生態に由来する飼育法と定住化後の社会的状況によって条件づけられてきた牛馬飼育は、ソ連崩壊後の国営農場システムの崩壊と私有制の導入によって大きく異なることとなった。そしてその変化は、牛馬それぞれの家畜ごとに異なる影響をサハ人の生活にもたらしている。牛生産は中央ヤクーチア農村部のサハ社会の世帯レベルの経済にとって根幹的な役割をもつに至った。これに対し、馬生産は農村部および都市部の人口によってより象徴的な意義をもち始めている。

牛の私有が農村生活にとって必須の意味をもっていることは、社会主義時代にすでに存在した所有と飼育単位的一致＝生産手段の所有と労働組織の一致という生産体制を背景にしている。所有制限がなくなり、国営農場や病院・学校・公共サービス施設などの雇用が十分機能しなくなるなかで、世帯レベルでの雌牛の生産は、農村住民の食糧生産において、重要な基盤となったからである。

例えばメギン・カンガル郡タバガ村のある家族の典型例を示そう。夫と妻と娘の3人からなる世帯は、牛5頭（搾乳雌2頭、若雌1頭、仔牛2頭）を保有し、馬は5頭（牝馬3頭、若雌馬2頭）、鶏5羽をもっていた。この世帯が1998年10～11月にかけて屠畜したのは、雌牛2頭、自分たちで飼育した1頭の豚、仔馬1頭であった。これを家の地下水囊（buruus）に入れ冷凍保存し、1年かけて食べたという。夫は旧国営農場企業の幹部職員として雇用されていた。夫婦ともに毎日多くの時間を牛の世話に費やしていた。彼は自分の両親と兄弟5人が同じ村に暮らしており、草刈作業、屠畜肉の分配、飲料水の調達、狩猟漁労による収穫の食料分配などの相互扶助を頻繁に行っており、週に2、3回の頻度で夕食についても両親に家に集まり一緒にとるというかたちであった。

こうした状況をヤクーチア西部のヴィルイ地方のサハ人農村コミュニティ経済を調査したクレイト（Crate 2003）は、「雌牛＝親族システム（cows-and-kin-system）」と呼んだ。移行期のなかで出現した雇用不安と現金流通の縮小、そして市場による食料分

配システム不全のなかで、住民は生存維持のための食料生産を雌牛に依存するようになり、その乳と肉の分配は村落内の親族の紐帯を強化したからである。クレイトの議論が興味深いのは、村落内の雌牛の非所有世帯と所有世帯の關係に着目したことである。牛が越冬するために多くの干草が必要であることは述べたが、雌牛をもっていない人々は、もつ親族のために草刈作業に協力することで、乳や肉を得ていた。こうした「雌牛＝親族システム」は、筆者が調査する中央ヤクーチア農村の生産と社會關係を理解する上でも、一部適用可能な重要な概念であるといえる⁵⁾。

一方、馬生産の意味は実用的な食料生産というよりは、より文化的意味あるいはサハ文化の維持形成にとって象徴的役割をもっている。食糧生産上の馬飼養は、以下に述べるように、量的にはそれほど重要なわけではない。むしろ馬から得られる食文化は、彼らのエスニシティと関わっている。春に生まれた月齢6ヶ月頃の仔馬肉がサハ人の間では彼らの代表的な民族的な料理として理解されている。10月末から11月初旬にかけて、馬群は村に集められ、母子分離された後、屠られる。農村部および都市部いずれのサハ人たちも、仔馬の肉 (ubaha etc. 文字通りの訳でも「仔馬肉」) の味覚を楽しみにしている。さらに、当歳馬に対する食慣習は、サハの民族史においてみられた馬に対する信仰や、かつて彼ら自身が「馬の民」と呼ばれていたという、いわば文化史的背景を自覚する契機でもあるのだ。また、ロシア人が馬肉を好まないという一般化された認識がサハ人の中に流布しており、ロシア人との文化的差異を強調する位置づけもある。

もう1点は、初夏から夏に製造される馬乳酒 (kymys) である。馬の乳は農業統計が存在しないことから、サハ共和国の農業政策において生産管理の対象となつてこなかった。近年、中央ヤクーチアの郡部では、いくつもの馬生産企業体が小規模ではあるものの馬乳を生産するようになり、その多くは馬乳酒へ加工されている。これらは、6月下旬の夏至にあわせて行われる馬乳酒祭 (Yhyakh) において、儀礼として用いられるとともに季節限定で販売されている (高倉 2003a)。

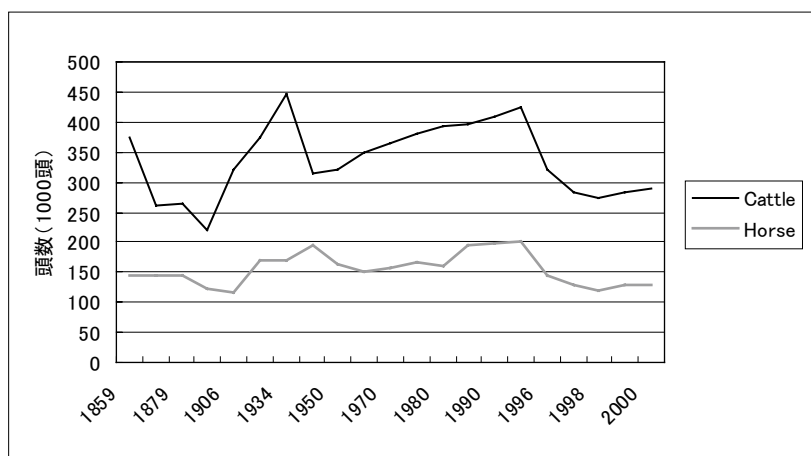
社会主義時代のような制限なしに家畜が所有できるようになると、牛にしても馬にしても乳や子を産む雌畜が対象となり、農村部に暮らす住民の多くが飼いはじめた。とはいえ、私有化後もまた飼育法は同じであり、牛とは異なり、馬は馬群による周年放牧下にある。牝馬が、交配を目的とした馬群のメンバーに組み込まれ、周年放牧されるという条件が維持されるがゆえに、馬預託が行われることとなった。1つの馬群内の個体は通常、複数の個人に所有されている。そして、そうした家畜の所有者とは別に、周年放牧されている馬群の行動と生殖を管理している職業牧夫がいる (高倉 2003b)。彼らの仕事は、農村部のサハ人間でも困難なものとして認識されている。年間を通して放牧地の馬の群れを監督するには、これら職業馬牧夫が半遊牧民的な生活をする必要があるからである。定住生活を送る住民が、その所有する牝馬の世話をする牧夫に預託料を支払う、本稿で述べる馬預託システムとはこうしたものなのである。

厳密に言えば、馬預託システムは必ずしも新しいものではない。というのも、過去においてこの地域の先住民は、わずかな馬を所有することを許されていたからである。いうまでもなく仔馬肉生産のため雌馬を所有しているものは、馬牧夫らと預託関係を結ぶことが必要であった。別稿（高倉 2003b）で考察したとおり、社会主義時代の、馬預託システムは、それぞれの農村集落の中核的雇用機関である国営農場での生産体制を機軸として、細々と村人と職業牧夫の間で進展するものであった。一方、現在の預託システムは、地理、参加者、組織の点でより広範な社会経済関係を含んでいる。民営化のなかで国営農場以外の生産団体が生まれ、また家畜所有制限の撤廃は、農村部のみならず都市住民の牝馬所有も促しているからである。民営化の結果、牛の所有は確かに増大したが、それは農村部住民の生産活動にほぼ限定されるのに対し、馬の場合、現金を伴い、都市住民であってもこの預託へ参加することが可能になったのである。

3.2 統計上の特徴とその意味

以下では、公式の統計記録に基づいて、ロシア連邦サハ共和国の農業の私有化の傾向を詳述する。これにより社会主義経済から現在に至るまでの社会経済的移行の概要を概観する。

まず、家畜種別の頭数の変化をみていこう。【図2】にあるように、牛馬の生産規模は大きく異なっている。そもそも20世紀のヤクーチアにおいて、牛の頭数は馬よりも一貫して2倍程度多かった。2005年においても牛は28万6,513頭であるのに対し、馬は13万878頭である（FSGS 2005b: 339, 343）。

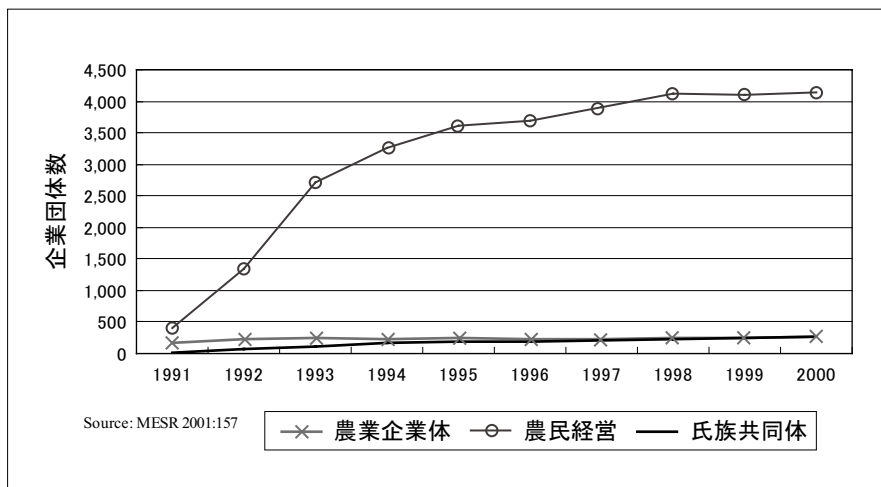


【図2】 サハ共和国における牛馬頭数推移
（出典：MESR 2001: 71）

サハ共和国において政府統計委員会は、統計範疇上、牧畜生産業について3つの主要な民間経営団体を区分している。農業企業体 (Kollektivnaya Predpriatiya)、農民経営 (Krest'yanskoe khozyaistvo)、最後に氏族共同体 (rodovaya obshshina) である。このうち氏族共同体は主としてトナカイ飼育や狩猟などを行うための企業団体なので、以下での分析では扱わない⁶⁾。農業企業体という範疇は、主として国営農場を引き継いだ組織であり、村では比較的大きく公的な位置づけをもつ雇用機関であり、地方自治体とも密接な関係をもっている。もう一方の農民経営は、市場経済化において自営農家を育成するために欧米の農政を参考に、ロシア政府が設けた経営範疇である⁷⁾。ヤクーチアではこの農民経営範疇は、サハ人の農業・牧畜生産のため用いられ、通常2、3世帯から構成される団体である。個人世帯は、上記の法人組織以外で生産活動を行なった場合の範疇である。社会主義時代の「個人副業経営」がこれにあたる。

【図3】は、1991～2000年におけるサハ共和国の牧畜生産の発展経緯を示している。農民経営の数が急激に増加していることが示されている。1991年に「農民経営」が法的範疇として確立されたときには、413の団体しかなかったが、約10年間の間に10倍の4,141まで増加している。一方、農業企業体については、こうした変化は認められず、250前後で推移している。

興味深いのは、こうした農民経営の急激な増加は、生産量の増加へと反映していないことである。【表1】は1980～2004年の経営のタイプごとの牛の所有を示している。1980年には、個人が23.5パーセントを所有していたのに対し、旧国営農場系(旧・国営農場、現・農業企業体)が76.5パーセントを所有していた。しかし、わずか25年間のうちに、個人と旧国営農場系の所有率は、ほとんど逆転している。後者は、2004年時点で、



【図3】 民営化後の農業生産企業の推移

【表1】 サハ共和国における経営種別牛頭数の推移

	1980	1985	1990	1992	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
国营農場／ 農業企業体	(頭数) 76.5%	303,200 76.4%	293,400 71.7%	236,800 55.9%	97,700 30.5%	69,600 24.5%	59,300 21.7%	55,300 19.4%	47,200 16.3%	47,221 16.3%	40,877 14.0%	36,707 12.3%	40,216 13.3%
農民経営	(頭数) (%)	— —	— —	27,200 6.4%	42,400 13.2%	45,200 15.9%	42,100 15.4%	42,500 14.9%	41,000 14.2%	40,974 14.1%	39,816 13.6%	35,779 12.0%	50,504 16.8%
氏族共同体	(頭数) (%)	— —	— —	600 0.1%	500 0.2%	500 0.2%	500 0.2%	400 0.1%	300 0.1%	368 0.1%	275 0.1%	293 0.1%	274 0.1%
個人所有／ 私的所有	(頭数) (%)	92,600 23.5%	93,500 23.6%	115,700 28.3%	179,600 56.1%	168,900 59.4%	171,600 62.7%	186,300 65.5%	201,200 69.5%	201,153 69.4%	211,822 72.3%	226,323 75.7%	210,367 69.8%
合計		393,800	396,700	423,800	320,200	284,200	273,500	284,500	289,700	289,716	292,790	299,102	301,361

出典：FSGS 2005a: 34; MESR 2001: 71

【表2】 サハ共和国における経営種別畜産生産高の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	平均
農業企業体 (氏族共同体を含む)	肉(千トン) 27.8%	肉(千トン) 23.8%	肉(千トン) 18.4%	肉(千トン) 16.2%	肉(千トン) 15.9%	肉(千トン) 16.6%	肉(千トン) 17.4%
農民経営	8.3 27.8%	7.7 23.8%	6.4 18.4%	6 16.2%	5.9 15.9%	6.5 16.6%	6.5 17.4%
個人世帯	5.1 17.1%	5.1 15.7%	5.6 16.1%	6.1 16.5%	5.4 14.5%	6.1 15.6%	39.3 16.1%
合計	16.5 55.2%	19.6 60.5%	22.7 65.4%	24.9 67.3%	25.9 69.6%	26.5 67.8%	127.5 66.6%
	29.9	32.4	34.7	37	37.2	39.1	191.4

出典：FSGS 2005a: 39

牛の13.3パーセントしか所有していないのに対し、個人は69.8パーセント所有となっている。これに対して、農民経営は1992年に初めて統計上記載されて以来、頭数および割合双方において、おおよそ2倍程度の増加にとどまっている。

一方、食肉・乳生産の統計ではどのような状況であろうか。【表2】をみてほしい。これは1999～2004年のサハ共和国における農業企業体と農民経営の畜産生産物の推移を示している。まず全体としていえるのは、肉（これは牛馬豚すべてを含む）と乳の生産量は全体として暫時増加傾向にあることである。経営種別にみると、個人世帯は一貫して生産高が増加している。それ以外の農業企業体と農民経営はわずかながら生産高を下回ることが時々みられる。生産割合でみると、個人世帯は2004年に若干割合を下げているが、ほぼ一貫してその割合をのばしており、この間の食肉・乳生産割合の平均をとると66.5パーセントの生産割合となる。一方、農業企業体は、2004年に若干増加しているが、全体としては、生産高は縮小する傾向にあり、平均をとると17.4パーセントとなる。農民経営はこれに対し、生産割合上はわずかであるが、年による上昇下降を繰り返しており、平均でみると16.1パーセントの生産割合である。

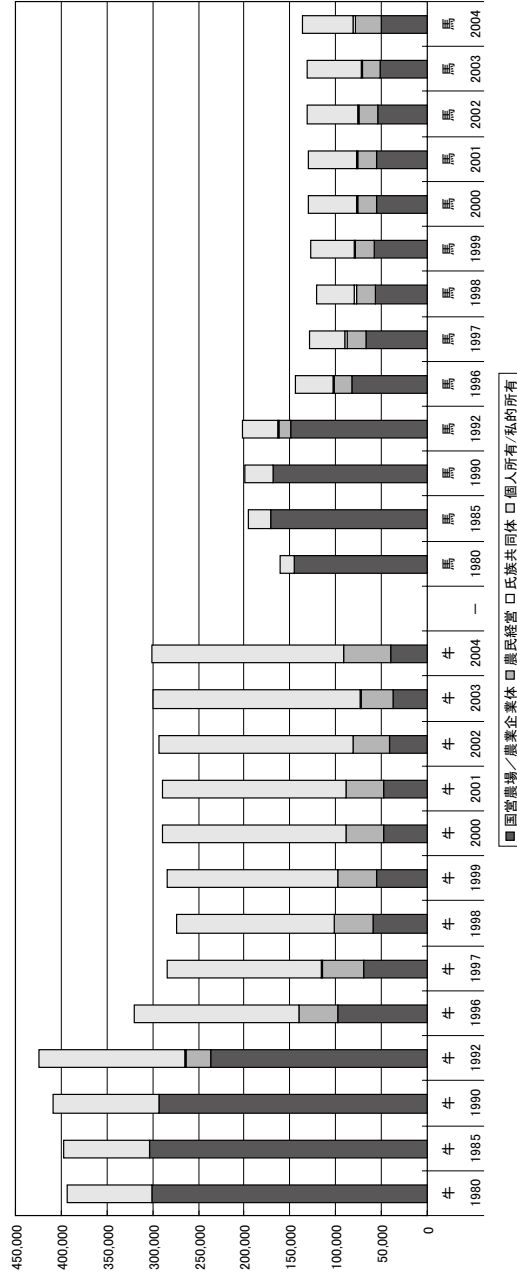
かつて中央ヤクーチアの国営農場体制の下では村において1つの大きな経営体しかなかった。一方、小規模企業の発展は、私有化の度合いを象徴するというのが一般的な理解である。そうした経営体の経営は、市場の原則に基づく生産と雇用の需要と供給に見合うかたちで営まれると考えられるからである（Aslund 1997）。これまでみてきた過程は、農民経営は新しい経営単位として多くの住民に企業経営へ参加を促したが、その結果は十分なものではなかったとまとめることが可能だろう。一方、個々の世帯経済が、牧畜生産において農民経営よりもはるかに重要な役割を果たしていることを示唆している。このことは、逆に、先に紹介したクレイトの「雌牛＝親族システム」＝個人世帯での牛生産の社会システムを、統計的にも裏づけることが可能なのである。

続いて馬の所有パターンに焦点をあててみよう。【表3】は、1980～2004年の馬所有の動向を示している。馬所有の私有化は、牛所有の私有化に比べると緩やかに進んできた。データによれば、1980年には、国営農場は馬の90.3パーセントを所有しており、個人は9.7パーセントの所有にとどまっていた。2004年になると、農業企業体（かつての国営農場）は、馬の37.0パーセントを所有しており、個人は41.0パーセントを所有、農民経営の所有率は20.8パーセントであった。牛の私有に比べると、農業企業体の馬所有割合は相対的に高いといえる。一方、馬の個人所有の割合は2002年に最も多い割合となったが、依然として50パーセントに到達していない。【図4】をみてほしい。この図からは、牛と馬の所有構造が異なるかたちで形成されている様相が一目瞭然である。私有化以前には類似した国営農場と個人所有の比率がそれほど異なっていなかった牛と馬であるが、ソ連崩壊後から15年をへて、その所有構造は大きく変化したことがわかる。

【表3】 サハ共和国における経営種別馬頭数の推移

	1980	1985	1990	1992	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
国営農場／ 農業企業体	(頭数) 145,400	170,700	167,900	149,500	82,700	66,400	57,100	57,400	55,600	55,566	53,375	51,897	50,493
	(%) 90.3%	87.1%	84.2%	73.9%	57.6%	51.6%	47.2%	45.0%	42.9%	42.9%	40.7%	39.7%	37.0%
農民経営	(頭数) —	—	—	12,300	18,500	21,500	20,200	21,100	20,800	20,772	21,105	18,655	28,333
	(%) —	—	—	6.1%	12.9%	16.7%	16.7%	16.5%	16.1%	16.0%	16.1%	14.3%	20.8%
氏族共同体	(頭数) —	—	—	1,900	1,500	1,600	1,900	1,400	1,300	1,334	1,339	1,467	1,671
	(%) —	—	—	0.9%	1.0%	1.2%	1.6%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%
個人所有／ 私的所有	(頭数) 15,700	25,300	31,600	38,700	41,000	39,100	41,700	47,700	51,800	51,824	55,442	58,809	55,839
	(%) 9.7%	12.9%	15.8%	19.1%	28.5%	30.4%	34.5%	37.4%	40.0%	40.0%	42.2%	45.0%	41.0%
合計	161,100	196,000	199,500	202,400	143,700	128,600	120,900	127,600	129,500	129,496	131,261	130,828	136,336

出典：FSGS 2005a: 34; MESR 2001: 71



【図4】 経営種別家畜所有構造
出典：FSGS 2005a: 34; MESR2001: 71

以上の分析から、牛生産とは比べて、国営農場を引き継いだ農業企業体が馬生産において重要な役割を示すという対称的な様相が読み取れる。この理由は、馬の飼育法と放牧地という土地所有の問題が関わっている。牛が所有者と飼育者が同一であるのに対し、馬は所有者、馬群の管理者＝牧夫、そして牧夫を雇用する企業が存在するからである。特に重要なのは、土地所有である。現在のロシア連邦及びサハ共和国の法律は、屋敷地内の菜園や家畜小屋を除けば、農地あるいは牧草地の個人所有を認めておらず、農業企業体や農民経営のような法的団体のみがこれらの土地の権利を行使することができる。

興味深いのは、牛の場合、放牧地を私的に所有あるいは利用する必要がないことである。住民は自宅屋敷地で飼育する牛を夏の間放牧に出すが、その放牧地は当該村落周囲の草地であり、共有の利用が認められている。それゆえに個人世帯は、家畜小屋を自宅に整備し、越冬用の干草を準備すれば、牛を生産することが可能なのである（高倉2007）。一方、馬の場合、その飼育管理は、職業牧夫によってなされる。彼らは農業企業体あるいは農民経営で雇用されているため、放牧地は牛のようにインフォーマルなかたちで共有されているものではなく、公式に登録されているものを使うことになる。したがって、馬を個人が私的に所有するということは、職業牧夫および、牧夫の雇用者であり牧草地所有者である法的団体と、なんらかのかたちで関わることになる。この点で、私有化後の牛が所有と生産組織を合致させて個人世帯を中心とするいわば単独の生産体制で飼育されたのに対し、馬の飼育には依然として集団的生産体制を必要としている。とはいえ、この複合性と私有化という政策が遭遇したときに、新たな社会文化的文脈が生まれたのである。

4 家畜所有の文化様式

4.1 人＝家畜関係

サハの家畜所有における民族誌的特徴は、次のようなものである。村落部に暮らすサハ人が私的に所有する家畜のほとんどは雌牛と雌馬である。それ以外には、乗馬用の馬を所有することが時々ある程度である。所有者は、自らの雌牛と雌馬に名前をつけ、個体識別している。一般的に個々の世帯は、雄馬や種馬は所有せず、畜産事業体や職業牧夫がこれらの家畜を所有する。

牛と馬の飼育方法の違いは、所有者がそれぞれの動物に抱く態度の違いとなって現れる。雌牛－所有者の関係は親密である。牛は生まれるとすぐに個体名がつけられる。例えば、タバガ村で聞いた中には、ウタルガ（Ytarga, 耳輪）、シベッキ（Sibekki, 花）、サルダーナ（Sardaana, ユリあるいは女性の名前）、ケンチェーリ（Kencheeri, 二番草）といった名前がみられた。牛は、各世帯の屋敷地内の家畜小屋とその小さな囲いに1年をとおして飼育される。ここは、雌牛にとって毎年春には仔を産む空間でもある。同時



【写真1】

に、朝と夕方2回搾乳される⁸⁾。夏の間は搾乳されると牛達が日中農場の近辺を自由に移動し牧草を食べ移動できるよう、屋敷地内の囲いの出入口を開く。牛は、通常夕方には人間の番なしに自分達で小屋にもどってくる。秋（10月初旬）になると、畜舎ホトン（khoton）は補修作業が施される（【写真1】）。ホトンは木造畜舎であるが、その外壁に牛糞を塗るのである。昨年のもをはがし、前日に出された糞をまとめ、お湯で溶かしながらまんべんなく塗っていく。こうしたホトンは例えば11月後半に零下40度を超えた外気のなかでも、中は12.5度ときわめて暖かかった（2001年11月21日、タバガ村）。牛糞は、家畜小屋の掃除もあり毎日除去され、蓄積され春になると畑の肥料に利用している。ちなみに牛糞は燃料として利用されない。

こうして冬を迎えると、水飲み場＝オイボン（ojbon）に連れていく以外では屋敷地外にでることはない。牛は所有者が用意した干し草を飼料として過ごすのである。夏と異なり、牛は糞を畜舎でするので、その除去作業は大変な労力になる。牛を4頭もつある家族は、1日3回ホトンで作業をしている。朝6時から1時間半ほど、昼は11時ぐらいから1時間弱、そして夜は7、8時から2時間ほどである。基本作業は糞の除去であり、それ以外ではためておいた干草を与えたり、昼には囲いから出し水飲み場に連れていくのである。オイボンは村の近くの湖や川に孔をあけておく水場である。ここには鉄の杭がおいてあり、飼い主は孔を穿って水を飲めるようにしてやる。

ホトンの仕事はかなりの重労働である。牛を飼うこととはその世話に毎日追われることをも意味している。雌牛と人の生活空間は近接的であり、かつ感情的な面においても密接さをもっている。私有化政策は、所有制限を撤廃し、かつ家計における雌牛の経済的役割を高めることによって、牛と人間の関係をさらに強めることになった。

対称的に、牝馬-所有者の関係は、周年放牧からくる物理的な遠隔性を大きな特徴とする。雌牛と所有者にみられるような感情的な相互関係は、ほとんど存在しない。所有者から個体名も付けられることは少ない。牧夫はその管理上、個体識別の必要性があり、しばしば毛色分類に基づく呼称をつけることがあるが、いわば記号的な類別概念である⁹⁾。所有者が、周年放牧下の馬群にいる牝馬をみたいと、馬牧夫に頼まない限り、村落部に暮らす住民は自らの家畜を目にすることもない。唯一確認できるのは、10月末から11月にかけて実施される当歳馬を対象にした年に1度の大量屠畜 (massabaj zaboi) の際である。屠畜の前に、自分の牝馬と仔馬の親子関係を確認する機会が得られるのである。所有者のなかには、自分の牝馬と仔馬の親子関係を確認しないまま、肉のみを受け取る場合すらある。

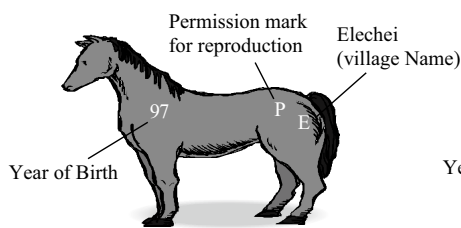
以下では、民営化政策のなかで生成する牝馬-所有者の間にかなる社会文化的関係が紡がれているか、歴史的背景をふまえながら検討していきたい。ここで論じられるのは、畜産組織、個人いずれにせよ牝馬所有がいかなるかたちで確認されるのか、その方法である。具体的には馬に押される「焼印」についてみていこう。

4.2 数式焼印と馬産経営

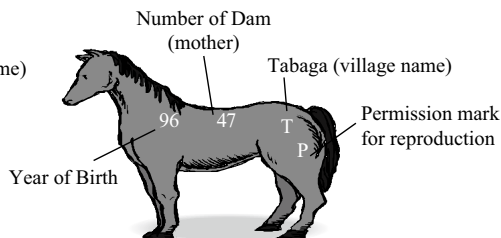
社会主義体制のもと、サハ人は自分達の馬の焼印の独自のシステムを發展させてきた。焼印の目的は、所有を示すというより、馬群管理の目的のために個々の馬を特定するためのものであった。これは主として社会主義時代には、ほとんどの家畜は、法的には国营財産だったからである。馬牧夫らに一義的に必要だったのは、どの国营農場の馬であるか、あるいはある特定の農場のなかでどの飼育班の管理のもとにあるのか、という意味での特定であった。さらに重要なのは、馬牧夫らはそれら個体識別された馬の用途、つまり繁殖用か、屠畜用か、あるいは騎乗用かを知る必要があった。焼印は、こうした情報を記録する手段として簡便性に優れる方法であった。拙稿 (Takakura 2002) でも考察したように、そこで用いられた焼印は、畜産経済の効率性を保証するべく数字が用いられており、体系的な性質をもっていた。

【図 5a】には、メギン・カンガル郡エレチエイ (Elchei) 村の社会主義時代に形成されたいわば「伝統的」な焼印の例である。焼印は、馬の生年の下2桁の数字、同年に生まれた牛の個別のシリアル番号、そして、「P」と「E」という文字から成り立っている。「P」は文字通り血統を意味するプレメンノイ (plemennoi) というロシア語の頭文字であり、生殖用として使われる馬を意味している。この「P」は、社会主義期以来ヤクーツクの馬生産業において広く用いられてきた。「E」は、村の名前の頭文字であり、馬の所属を示している。エレチエイ村にはバイカロフ国营農場の支部があったからである。

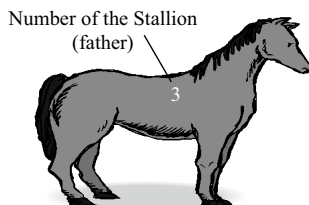
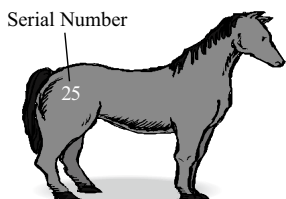
エレチエイ村の国营農場の本体「バイカロフ」が置かれたタバガ (Tabaga) 村では、



【図 5 a】 エレチェイ村焼印システム



【図 5 b】 タバガ村焼印システム



より複雑な方法がとられていた。【図 5 b】を参考にしてほしい。牧夫らは、馬の左側に生年の下 2 桁、雌親（雌馬番号）の数（シリアル番号）、村の名前の頭文字の“T”，飼育をあらわす“P”を焼印していた。さらに、馬の右側にその雄親のシリアル番号（種馬番号）を焼印していた。焼印は定期的に行われ、それぞれの種類の焼印が、家畜の成長の特定の時期に合わせて行われた。生後 6 ヶ月の仔馬は屠殺されるか種馬番号を焼印された。次の春、仔馬が 1 歳になると牧夫が「P」以外の焼印を加えた。2、3 年して、若い馬が種馬に成長するか、群れ（雌馬）のメンバーになると、牧夫らは、秋に生殖用個体を意味する「P」の焼印をしたのである。

社会主義体制下においても、個人世帯が制限つきとはいえ家畜の所有を認めていたことはすでに述べたとおりである。そうした馬には、いかなる焼印がつけられていたのだろうか。このことに関して、重要なのは焼印をどうするかは、個々の所有者の意向というよりは、むしろ職業馬牧夫によって決定されていたということである。牧夫が行ったのは、牧夫が所属する国営農場を示す部分の焼印（例えば村の名前のイニシャル一字）を回転させたことである。それ以外の生年やシリアル番号は特に国営農場所有と変わら

T mark of enterprise
in Tabaga village

H mark of enterprise
in Nymgy village

L mark of private

H mark of private

【図 5 c】 国営農場における国家所有馬と個人所有馬の相違

なかった。【図5c】で示したのは、中央ヤクーチアで最も典型的にみられるもので、国営農場を示すイニシャルを90~180度回転させるものであった。これによってこの馬が私有馬であることが示されているのである。こうした社会主義時代にみられた方法を現在も、維持している地域もある（【写真2】【写真3】参照）。

社会主義時代にみられた焼印方法を継続しているのは、いわば国営農場を引き継いだ農業企業体である。企業体の経営者らからの聞取りを通してわかったのは、社会主義体



【写真2】



【写真3】

制崩壊後の民間農業企業体においては、馬生産か牛生産いずれかへ特化しようとする傾向がみられることである。馬生産を強化しようとする経営体は、経営体自身が、依然として馬を所有し、周年放牧による馬群管理を行っており、それゆえに、今なお数式焼印の仕組みを用いている。一方、牛生産に特化しようとする経営体は、馬生産部門を縮小化あるいは閉鎖する傾向にあった。そうした牛専門の経営体は、馬に対して従来の数式とは異なる焼印をしばしば用いるのである。

4.3 所有的焼印

近年、中央ヤクーツク放牧地でみることが可能な馬達には、従来にはない焼印が押されるようになった。馬のなかには全く体系的な焼印がなされず、単に背にイニシャルまたはマークを1つだけもつ馬もいるほどである。【図5d】をみてほしい。これらは筆者が現地調査で収集した馬の焼印のリストである。これらはかつて国营農場時代に使われていたものから、現在の個人所有までさまざまである。これらの焼印は、数式として組み合わせることもあったが、その基本的意味は、牧夫らにとってその馬の管理者が誰なのかを示すためのいわば所有的なものなのである。

数式による体系的な焼印から所有的焼印への変化の主な理由は、馬の生殖管理の点から説明できる。経験豊かな牧夫らは、自らの馬の個体識別を行なうため、厳密に言えば、数式の焼印がなくても馬群管理は可能である。それに対し、国营農場で雇用されていた獣医や畜産経済の専門家らは、特に生殖管理と馬生産の長期的展望を得るため数式の焼印から導き出せる個体情報を必要とした。いいかえれば、数式焼印から得られる個体データとその蓄積は、これらの専門家や馬畜産業の長期的展望を備えた生産計画なしには効果的に使用することはできない。

社会主義崩壊後の農業企業体のなかには、馬の生産部門を廃止した場合がある。そういう場合、その事業体が所有あるいは管理においてきた馬を販売した場合や屠畜する場合もあったが、その一方でかつて雇用されていた牧夫が、その事業体とは別に家畜の預託を引き受けるといった事態が生じた。これが本稿でいうところの個人馬牧夫である。彼らは家畜を預かり、周年放牧による馬群管理を行っている。当然のことながら彼らは自分の管理下の馬の個体識別を行い、馬の個体の成長に応じて必要な様々な介入を行っている。こうしたなかで、牧夫らは管理権を示すことをもっぱらの目的として、自分達の馬に焼印するのであった。牧夫らは自分達の馬の行動管理に責任をもっており、家畜のなかには、使うべきではない放牧地に行ってしまうたり、他の群れに混じってしまったりすることがある。それゆえ、所属についてのトラブルや混乱を避けるため馬に焼印するのである。

2005年秋の調査において、従来とは異なる現象に遭遇することとなった。ハンガル郡ニユムグ(Nömügü)村において、所有的な焼印に加えて、全く新しいタイプの馬



[1]-[5]:メギン・カンガル郡ベチュイエジェフ村
 [6]-[15]:ナム郡アパニ村
 [16]-[21]:ナム郡クラスヌイ村
 [22]-[24]:ハンガル郡内
 [26]-[27]:ヤクーツク市特別行政区カタシ村
 [28]-[29]:ウスチアルダン郡シルダフ村

【図5d】馬の所属・所有を示す焼印

の所属を示す印が観察された。個人の所有者のなかで、馬の背に自分の姓のイニシャルを焼印したり、あるいは馬の耳に独自の切り込みを入れるというものだった。ニュムグ村のイニシャル「N」が隣り合わせて押されていた。同様の方法は、ヤクーツク市特別行政区のなかにあるカタシ（Khatasy）村でもみられた。これらの村では、農業企業体は、馬飼育部門を廃止している。個人所有の馬は2つの焼印だけをつけており、1つは村の名前を示すイニシャル「Kh」、もう1つは、所有者の姓名のイニシャルが押されていた。さらにここでも馬の右耳への切り込みがされていたほか、尾についても所有を示すため刈り込みがされていた¹⁰⁾。

ここまで述べてきたような管理・所有を示す馬の焼印の変化の歴史は、個人史のなかでも確認することができる。

【事例1】マテリナ・タールスカヤ（Materina Tarskaya）¹¹⁾

彼女は、1952年ウスチ・アルダン郡に生まれた。現在は、村の農業企業体の会計士として働いているが、数年前までは農民経営を経営に携わっていた。社会主義時代には、職業馬牧夫であった夫（現在は死亡している）とともに国営農場で働いていた。彼女の村の国営農場（サルダンガ国営農場シルダフ支部）には、数式の焼印があった。彼女が、夫や親戚とともに農民経営を始めた時、その名前を「サリヤル・タールスキー（Saryal Tarskogo）」（文字通りには、輝かしいタールスキーを意味する）の頭文字“ST”を、焼印として用いるようになった。数年前に、彼女の夫がなくなったあと、彼女は、農民経営を閉鎖した。そして、今彼女は、馬に自分の姓名である「T」の焼印を押している。

（2005年10月9日、ウスチ・アルダン郡シルダフ村）

この事例は、かつて国営農場で働いていた農村の1世帯が、私営化／民営化のなかでいかなる仕事を選択してきたのか、その変遷を示している。それは馬牧夫であった夫とともに小規模企業である農民経営を運営し、その夫の死去とともに再び被雇用者に転じて家計を営むようになった。こうした家計維持手段の変化に応じて、馬の焼印が意図的に変えられてきたのは大変興味深い。政治経済体制の移行のなかで、多様化した焼印であるが、その多様性は1世帯の歴史のなかに埋め込まれるものでもあったのだ。

1990年代初期の社会主義崩壊から現在に至るまでに、中央ヤクーチアにおいては馬の焼印方法として3種類の方法が併存していることが明らかになった。1つは、社会主義時代の国営農場で発展した数式の体系的焼印である。このタイプは、馬生産に力を入れる農業企業体を中心に依然として用いられている。第2は、社会主義崩壊後に出現した所有的な焼印である。牛生産に力をいれ馬飼育部門をもたない経営体や、個人牧夫がその馬の管理権を判別しやすくするために付けている。3番目は形態的には所有的であり2番目と変わらない。ただし、その意味は、周年放牧下の馬群の行動・生殖管理に用いるというより、もっぱら個人所有者が自分の所有権を示すために用いられている。こうしてみると、馬という家畜の所有と管理に関わる実践は、私有化という制度的

変動のなかにあつて、サハの歴史と文化の独自の文脈のなかで展開を遂げていることがわかる。

着目したいのは、そうしたいわば文化的実践の生成に、旧国営農場から解雇された牧夫が、個人牧夫として馬生産の一端を担っていることである。これは、いうまでもなく市場経済下のなかで新たに出現した職業である。この意味は非常に興味深い。なぜなら、牛と馬というサハの伝統的牧畜が市場経済のなかでそれぞれ異なる展開を遂げているからである。社会主義畜産システムが崩壊し、牛生産は、家計を中心とする生産組織へと移行し、いわば生業経済という文脈のなかで埋め込まれるようになった。ところが、馬飼育はそうした文脈とは異なるかたち、少なくとも生存維持活動に直結しないかたちで、生産されているのである。市場経済下におけるサハの馬生産において、新たに出現したのが、所有的焼印と個人馬牧夫である。以下では、この個人馬牧夫に触れながら、馬生産のもつ意義について考察していきたい。

5 個人馬牧夫と預託

5.1 個人史

新たに出現した個人馬牧夫という存在はどのような存在なのだろうか。その実態についての事例を提示し、ポスト社会主義のなかで生まれた新しい牧畜文化の担い手の社会的文化的文脈について論じていこう。

前節で紹介したカタシ村の農業企業体の経営形態は興味深いものである。彼らは牛生産を主要な部門としているが、一方、この経営体には約150頭の馬が飼育されている。しかし、農業企業体には、馬飼育部門はなく、当然職業牧夫も雇用されていない（2005年10月時点）。この馬群の管理を担っているのが、2人の個人馬牧夫（Chastnaj sylghyt）である。彼らは農業企業体と預託契約を結び、その馬群の管理を行なっている。個人馬牧夫は、さらに村の住民を中心とする個人所有の馬、数にして約80頭の世話もしているのである。

2005年秋におけるフィールド調査で、数人の個人馬牧夫との面談を行なうことができた¹²⁾。以下では、牧夫らの個人史、その仕事内容、預託者との関係についての2つの事例を紹介したい。

【事例2】イワン・ニコラエフ（Ivan Nikolaev）

1957年生まれ、かつてはナム郡アパーニ村の国営農場「ハトゥン＝アリン」で職業馬牧夫として働いていた。この国営農場は、1997年に現在の農業企業体と複数の農民経営によって分割解体されるまで運営されていた。新しい農業企業体は、創設されるとともに、馬飼育部門の閉鎖を決定した。その結果としてイワンは個人馬牧夫にならざるをえなかった。イワンが村人達の私有馬の面倒を見始めたのは、すでにベレストロイカの時であった。つまりイワンは職業

牧夫として国営農場の馬群の世話をしつつ、同時に預託され個人の馬の面倒をみていたことになる。彼の認識では、個人馬牧夫として20年以上働いているというものであった。アパーニ村の人口は1800人であるが、この村にはイワン以外に8人の個人馬牧夫がいる。

イワン自身は、4頭の種馬 (atyyr), 3頭の牝馬 (bie), 4頭の去勢した騎乗馬 (at) を所有している。種馬にはそれぞれ複数の牝馬を囲わせ馬群を作っている。イワン自身の牝馬もこの馬群のなかに含まれている。彼の管理下にある馬群の牝馬は、アパーニ村やヤクーツク市などに暮らすイワンの親族や友人によって所有されているものである。イワンが管理している馬群はこの4群以外に、2群ある。それらはナム郡の技術専門学校によって所有された馬からなるものである。現在イワンは、全部で70~80頭の馬の世話をしていることになる。彼の定める預託料がいくらなのか、教えてもらえなかった。

イワンは、馬牧畜業の将来を憂慮している。かつて村の国営農場で行なわれていた生殖管理が現在欠如してしまったが故の馬頭数の減少という事実があるからだ。彼自身、個人馬牧夫による馬生産が続けられるかどうかについては疑念を抱いている。自分自身も含めた個人馬牧夫は、生産についての長期的な視野をもちえていない。さらに重要なのは、馬を屠殺するかどうかの決定は、牧夫が口を挟むことなく、馬の個人所有者にゆだねられているということだという。いいかえれば、牧夫達が生殖管理を念頭に、馬群の放牧のあり方について決めようとしても、所有者の意志はそうした配慮を無駄なものにする可能性があるという。

(2005年10月21日、ナム郡アパーニ村)

【事例3】イリヤ・ポポフ (Илья Попов)

1961年生まれ、ハンガラスク (Khangalask) 郡ニユムグ (Nömügü) 村に設置された農業研究所の試験農場 (Opytnoe Proizvodstvennoe Khoziastvo: OPKh)¹³⁾ で、当初は職業牧夫として働いた。1998年に個人馬牧夫になった。牧夫としての収入だけでは家族を養うことができないので、干草刈りの時期には試験農場のためにトラクター運転手として働き、冬期には狩猟を行なっている。イリヤは、妻と20歳になる娘、9歳の息子と暮らしている。最近、個人馬牧夫としての仕事のために、自宅近くに小さな囲いを設置した。イリヤは、1頭の種雄を所有し、その種雄がつくる馬群には10頭の牝馬が入っている。このうちの2頭の牝馬はイリヤ自身のものであり、残りは彼の兄弟や妻の親族のものである。彼らの馬の年間預託料として、イリヤは1頭あたり干草1トンと1,500ルーブル (約7,500円、1ルーブル = 5円換算) を受け取っている。

イリヤの村の試験農場は依然として馬生産部門を維持しており、そこでは300頭の馬が飼育されている。この組織は、8人の職業馬牧夫を雇っており、彼らは組織の馬だけではなく、個人所有の馬の管理もしており、その頭数は500頭ほどにもなる。馬の所有者は、年間預託料として、1頭につき1トンの干草と2,000ルーブルを支払うことになっている。これらの預託料は、職業牧夫に対して支払われている。

(2005年10月16日、ハンガル郡ニユムグ村)

以上の事例を踏まえると、個人牧夫の社会的位置がみえてくる。当然のことながら個人馬牧夫は、国営農場でかつて職業牧夫として雇用されていた人である。彼らは、馬群による周年放牧に関わる馬の行動生態や生殖、さらに放牧地の空間認識や草の質に関わる知識¹⁴⁾ を、国営農場のなかで身につけた。個人馬牧夫になるにあたっては、そうし

た経験を踏まえ、生産手段として種雄と騎乗馬を所有していることが共通している。これは、何よりも馬群の行動上の管理監督に必須の道具だからでもある。そして個人馬牧夫という職業が成立するのは、馬群を構成する牝馬や仔馬の管理をすることで預託料を得るからである。そこには、現金・牛の越冬のための干草という現物が関与している。とはいえ、この預託料だけで個人馬牧夫の生活が成り立つほど、確固として確立した職業ともいえない。とはいえ、この仕事に就く人々は自らが「個人馬牧夫」であるというアイデンティティは保持している。以上のような特徴を述べることができるだろう。

5.2 地域コミュニティと個人馬牧夫

馬の個人馬牧夫らは、馬群の管理については、自分達の裁量を発揮することができるが、放牧地の使用についてはそうではない。先にも述べたように、ロシア連邦政府は、放牧地や耕作地などいわば農地および林野に対しては、個人の私的所有を認めていないからである。林野は原則として国家管理、農地の場合に私的所有が可能なのは、農業企業体や農民経営などのいわば関係団体だけである。個人による農地の売買は不可能である。当然、そうした関係団体に雇用されていない個人馬牧夫は、放牧地を所有することはできない。それゆえに彼らは、役場あるいは農業企業体・農民経営などと交渉したうえで、利用可能な放牧地を確保しないとイケないわけである。

「個人馬牧夫 (independent horse herder)」という言葉は、サハ語のチャストウナイ・スィルグフット (Chastnai sylghyt) という言葉からの翻訳である。この表現はロシア語起源「民間／私有」という言葉とサハ語の馬牧夫によって構成される。本来の意味は、従来の国営農場に雇用された牧夫、いわば公務員の牧夫に対立する「民間の牧夫」を示している。その意味では農業企業体や農民経営など民間の団体と同じ位置づけになるわけだが、彼らは生産手段としての土地所有が不可能であり、そのためにそうした団体との協力関係を必要不可欠にしているという点から、個人馬牧夫と翻訳することにした。個人馬牧夫らは、乗馬用の馬 (at) と、馬群のリーダーとなる雄馬 (attyr) を私的所有するのが最低の条件である。種雄が必須なのは、雄がハーレムを作るという馬の行動生態に由来する。これらの生産手段なしには、個人馬牧夫業はなりたたないのである。興味深いのは家畜の再生産において生まれた仔は牝馬の所有者であり、種づけをした雄の所有者には認められていないことである。

ニムグ村でかつて職業牧夫であった年配者のピョートル・イワノフ (1937年生) は、この点について興味深い話を語ってくれた (2005年10月21日)。彼は、数年前に個人馬牧夫になろうとしたが、うまくいかなかった。その主な理由は、現在の村の農業企業体の幹部職員との関係が悪いからだという。対照的に、イリヤは、自分と同年齢の幹部職員と良好な関係を保つ積極的な牧夫であった。個人馬牧夫になれるかどうかの鍵は、牧夫としての職業能力のみならず、村落の社会関係のなかでの評価や位置づけ、特に重要

なのは農業経営団体から承認されるかどうかの大きさが極めて大きい。これは個人馬牧夫があくまで農業経営団体の補完的な位置づけにあることを示している。

これまでみてきたように牛は、個人世帯による生産が主流となる一方で、馬は集团的生産体制が依然として継続してきた。その主たる理由は、馬群による周年放牧といういわば馬と牧草地の生態的条件に拘束されているためである。この条件が存在するゆえに、市場経済下で馬生産を放棄する企業が存在する。その一方で、この生態条件を維持しながら馬生産を可能にする仕組みを可能にするのが、個人馬牧夫という存在なのである。

5.3 預託料とその合理性

牝馬の預託は、法律などでその基準が定められたものではなく、中央ヤクーチアのサハ人コミュニティを中心に漸次形成されてきたいわばインフォーマルな制度である。個人の所有牝馬を馬群管理に預託するというあり方は、社会主義時代も含めて明確に実践されてきたことであるが、その代価をどのように取引するかについては、聞き取りの相手によって回答がかなり異なることになる。当初、集約的農村調査を行なったタバガ村にて聞き取りを行なったところ、預託料はない、あるいはあったとしても現金をもらうことはないとか、さらに干草をもらうことで相殺するという回答に出くわすことになった。先に紹介した個人馬牧夫の一人（事例2）も教えてくれなかった。そこで農村ではなく、都市部に暮らす住民で牝馬の預託を行なうものを探し、聞き取りを行なったところ、明確に「預託料」が発生していることがわかった。【表4】はそうした都市部と農村部に暮

【表4】 預託料と預託者

	預託者（聞き取り）		年間預託料	牧夫との関係	調査日
1	ヤクーツ市近郊カタシ村男性老人	農村部	1,200ルーブル、ただし子馬が生まれた場合のみ	同じ村	2005/10/19
2	ハンガル郡ニューグ村農業従事女性	農村部	2,000ルーブルと1トンの干草	同じ村	2005/10/16
3	ヤクーツ市女性	都市部	2,000ルーブル	不明	2005/10/12
4	ヤクーツ市男性	都市部	3,500ルーブルと町で購入した食料段ボール1箱	不明	2005/10/10
5	ウスチアルダン郡シルダフ村女性	農村部	1,000ルーブルと1トンの干草	同じ村	2005/10/9
6	メギノカンガル郡マッタ村男性農場従事者	農村部	500ルーブルと1トンの干草	同じ村	2005/10/7
7	ハンガル郡ニューグ村農業企業の男性幹部	農村部	子馬がいれば650ルーブル、いなければ500ルーブル	牧夫の上司	2003/8/23
8	ヤクーツ市の女性	都市部	1,000-1,500ルーブル	親戚の村	2003/8/20
9	ヤクーツ市男性	都市部	1,000ルーブルと2本のウオッカ	親戚の村	2001/7/2
10	ヤクーツ市女性	都市部	5,000ルーブル	関係なし	2001/7/2

らし、預託料を現金で支払う者の牝馬1頭あたりの年間預託料、牧夫との関係についてのリストである。表は新しく得られた情報の順に並べた。わずかな事例であるが、ここから預託料について一定の示唆を得ることが可能である。

金額は、500ルーブルから5,000ルーブルと大きな差がある。全体の平均金額は1,654.2ルーブルであるが、農村部に暮らす番号1・2・5・6・7の平均は975ルーブルとなる。これに対して都市部の番号3・4・8・9・10の平均は2,333.3ルーブルと2.4倍の差がある。ここから、農村部住民は都市部に暮らす住民より現金での預託料の支払いは少ないといえるが、とはいえ農村部のほとんどは1トンの干草の供与も含まれている。その意味で都市部農村部の預託料の全体にはそれほど違いがないのかもしれない。なお、干草は馬のためではなく牛の越冬のため用いられる。すでに述べたように馬牧夫が常時村に滞在しておらず、夏の草刈りに作業に従事できない。馬牧夫の世帯も牛をもっていれば、干草が必要なのである。

最も高額な預託金を払っているのは番号10の人物であるが、彼女はヤクーツク市の舞踊学校寄宿舎の寮母である。最近ヤクーツク近郊のシルダフ村とトゥラギノ村に本拠地を置くヤクーツク・ソフホーズで牝馬を購入した。妊娠していれば1万5,000ルーブル、していなければ1万2,000ルーブルだったという。自分の親族は北方の遠い地区にいたので、何の関係もない農業企業と契約し、現在毎年5,000ルーブル支払っている。ちなみに、サハ共和国の2001年の平均月収が約5,000ルーブルである（FSGS 2005b: 139）。つまり牝馬の値段は、月収の3倍なのである。これは都市部も混ぜたものであり、タバガ村で筆者が2000年に村人に聞いたところ、多くは3,000ルーブル程度であった。こうしたことを考慮すればその初期投資はかなりの金銭的負担といえる。

一方、番号8と9は自分の親戚が暮らす村の牧夫に預託しており、彼らの現金預託額は、都市部の平均より相対的に低い。これらから指摘できるのは、都市部の預託者であっても、預託する牧夫が自分の出身地や親族などが暮らすといった関係のある場合支払い金額は低くなるという傾向である。預託者と牧夫の社会的距離の長短と支払い金額の多寡にはある程度の比例関係があることを示唆している。

仔馬肉は、町のなかの店舗や公営市場など小売で主として晩秋11月から12月初頭にかけて売られる。肉はメギン・カンガル郡産など産地が表示され販売されていた。また、こうした店舗ではなく村から直接車で仔馬肉を運び都市部の路上で販売されることもある。番号10の同僚の女性は、自分の出身地のタッタ村に暮らす親族の依頼で仔馬肉（内蔵含む）をヤクーツク市に暮らす友人や知人に販売する手伝いを1万2,000ルーブルで行なった。その親戚は2頭牝馬をもっているため、2004年には1頭の仔馬は自家消費し、もう一頭は販売に当たったのである（2005年10月12日、ヤクーツク市）。2001年にヤクーツク市内にある公営市場サイサリでその値段を調べたところ、キログラムあたり60～75ルーブル（300～375円、1ルーブル＝5円で換算）で、最も多い値段が75ルーブル

であった。仔馬肉の肉重量の平均は110キログラム¹⁵⁾ほどであることを考慮すると、8,250ルーブルである。

こうした金額を基にして、預託の経済効果について計算してみよう。対象とするのは、【表4】で最多の金額を払っていた番号10である。仔馬肉一頭を得るための小売価格は8,250ルーブルと考えると、彼女の預託金は5,000ルーブルなので、3,250ルーブル分、小売での購入より費用対効果の点で有利である。彼女の場合、1万5,000ルーブルで馬を購入した。とするとその3,250ルーブルを充填すれば、牝馬購入金額は4年半で相殺することが理論上可能である。あるいは牝馬は通常10～13年ぐらいは生殖活動を行なうと、牧夫たちの間では認識されている。単純に10年を償却期間と考えれば、1年間で1,500ルーブルであり、毎年の預託料5,000と1,500ルーブルを加算し6,500ルーブルとしても、依然として仔馬肉一頭分の小売価格より安いことがわかる。この計算ではリスクをゼロとみなした単純計算であるが、番号10のように最高金額を支払っていた女性の行動も、馬の小売価格と比べて合理的な選択であったと認めることができるよう。いうまでもないことだが、都市部の住民であっても入手した仔馬肉は単に自家消費されるだけでなく、親族や友人など社会関係の維持に用いられる。つまり、単に経済的な観点ではなく社会文化的文脈においても、牝馬の預託は十分理にかなった行為なのである。

5.4 牧夫＝預託者関係

個人が私有する牝馬の管理は、個人馬牧夫だけでなく、雇用されている職業牧夫の多くもまた従事している。興味深いのは、私が調査した農業企業体のすべてにおいて、個人所有の牝馬の預託管理は、職業牧夫と所有者の間で直接結ばれていることであった。排他的私有権の原理からいえば、雇用者である企業体は、被雇用者の牧夫と所有者との間の預託関係に、関与し利益を得ることは可能である。実際に、【表4】の番号7つまり農業企業体の馬飼育部門の幹部職員は、かつてこの委託料の数パーセントを手数料として職業牧夫から徴収していたという。そうした手数料徴収をやめ、牧夫の自由にさせたのは、1998年であった。その理由は、彼らの給料が低いからだという。事例2からは職業牧夫による牝馬の預託関係が、ペレストロイカ期にさかのぼるとさえあった。国营農場という生産組織の設立と職業分化によって出現した職業牧夫という仕組みによって、現在みられる預託システムが生成したのだろう。そう考えると、現代の馬生産体制における補完的な位置づけで個人馬牧夫が存在していることの理由が理解しやすい。

預託者との関係という点で、個人馬牧夫も、職業牧夫も大きな違いはない。それは、現金・現物などを通して結ばれる利害関係者である。この預託者と牧夫との関係は、恒常的には物理的にも遠隔であることは述べたが、その転機となるのは、10月末から11月にかけての当歳馬の大量屠畜の際である。両者の関係が、親族あるいは近隣者同士などで信頼にあるものでない限り、預託者は通常、当歳馬の仔馬肉を受け取る時に預

託料を支払うという即時的な取引関係にある。ヤクーツク市に住む1950年生まれのティモフェイ・ニキイフォロフは以下のような話をしてくれた。

【事例4】

妻と息子2人とともに暮らすティモフェイは、数頭の牝馬を所有している。彼はレナ川を隔ててヤクーツク市と隣接するメギン・カンガル郡のパプロフスク村の職業牧夫に牝馬を預けている。10月末になると、預託している牧夫から屠畜の日程について連絡を受ける。そのときには、川を越えて村を訪れなければならないと考えている。その現場を自分でみた後、彼自身あるいは牧夫が仔馬肉を、村のティモフェイの親族の家に運ぶことになっている。自分の当歳馬が屠畜され、肉を受け取る際に、預託料としての現金と数本のウォッカを支払うことになっている。

(2005年10月21日、ヤクーツク市)

このように都市部に暮らす預託者のなかには、牧夫らが自分たちをだますのではないかと懸念する場合がある。そのため、牧夫らは、牝馬—仔馬の親子関係を証明するため屠畜の日程を預託者に伝え、彼らがあらかじめ屠畜現場にこられるように調整する。最初に行なわれるのは、牧夫らが、放牧地から自分たちの馬群を、村近くの大規模な囲いを備えた屠場に連れてくることである。そこで母子分離を行ない、さらに屠畜の対象と、今後飼育するための馬を選別する。この過程に預託者=所有者は参加することで、自分の仔馬の親子関係を確認し、その肉を受け取るのである。それは同時に、翌年までの預託が更新されるかどうか所有者が決定する時でもある。

こうしてみると、牝馬の預託は、親族や同じ村内での親しい友人などの中での互酬的ないし信頼に基づく関係と、利益追求を目的とする契約関係という二極の性質を備えていることがわかる。取引関係にある2者がどのような関係であるかに応じて、その性質が規定される。特に取引関係にある2者の社会的距離が遠い場合、その預託料が高くなり、その支払い形態も即時的である事実は、この預託システムが市場原理に適合した経済行為としての一面をもっていることを示している。

6 考察

これまで、サハ人についての民族誌的記述を行ない、その社会経済的生活がいかに彼らの社会文化と生態環境と関わっているかについて述べてきた。伝統的には牧畜を主たる生産様式とする社会が、市場経済化と私有化/民営化に遭遇する——一見世界各地でみられる現象ではあるが、本稿で分析対象とした社会は、社会主義政策によって、定住化と雇用機関創出と社会的分業のシステム化、現金経済の浸透がすでに実現されたという歴史的背景をもっている点に特徴がある。そうした条件に規定された社会が市場経済化・民営化にさらされた際にみせたのは、伝統文化に依拠する牧畜の生産活動が、市場原理と反対の互酬的な食料生産に特化する方向と同時に、富の市場的再分配に適した

食料生産に関わる社会的仕組みの双方を発展させてきた過程であった。

私有化／民営化は、家畜の私有化とその生産組織の脱国営化というかたちで、今日のサハ農村部の生活に多大な影響を及ぼした。とはいえ、その家畜の私有化それ自体にも、文化的・生態的文脈が深く関わっていることである。大半の個人が所有するのは、牝馬と雌牛であり、またその所有と利用をめぐる社会関係は家畜種によって明瞭な対比を示すことになったからである。雌牛が人に要求するのは、親族関係にもとづく互酬的相互扶助であり、所有者と家畜の物理的な意味も含めた親密性である。これに対し牝馬の所有は、所有者の日常生活に異なる効用と機能をもたらすのである。その違いの原因は、いうまでもなく、仔馬肉への嗜好という文化的脈絡と、馬群による周年放牧による生産という生態・技術的な意味での拘束性に由来する。牝馬の所有者は、通常、雌牛の所有者のように、自分の家畜との親密さを望んではおらず、牝馬はいわば財産でしかない。そのため牝馬と所有者の関係は、焼印のシステムが、群れ管理上の個体識別と所属性を示す目的になっていることに示されているように、感情的であるというよりも実利的である。このような対称的な性質にあって、私有化はこうした人＝家畜関係をむしろ強化したとすらいえるのではないだろうか。

また重要なことは、現時点において4割以上の馬が、個人にではなく組織によって所有されていることである。牛の所有構造が国営農場という組織から個々の世帯へと劇的に変化したのとは対照的に、多くの適法的農場や経営体が馬を財産としている。これらの所有者らは、その経営上、市場において馬生産物を販売する必要がある。私がいいたいのは、馬生産は、親族や友人関係にもとづく互酬的な相互扶助関係と無縁であると主張することではない。むしろ、サハのいわゆる伝統的生業活動の1つである馬飼育はその生産から消費に至る過程が、独自なかたちで市場経済に適応しているということである。そもそも仔馬肉と馬乳は民族的料理として、季節的に商品化される物質的存在である。牝馬の所有にみられる機能と効用はこの点において雌牛の所有と異なっている。いいかえれば、雌牛と牝馬の違いは、雌牛がロシア市場に普遍的な食材としての乳製品と牛肉を生み出すのに対して、牝馬はサハの文化に特徴的な子馬肉と馬乳を生み出す、といえよう。生み出される製品の生産形態や流通や市場への参入者という点での相違が、ロシア市場という枠組みを共有しながらも異なる社会文化的文脈を分岐させるのである。牝馬をめぐる預託システムは社会主義時代末期から継続してきたが、新たに個人馬牧夫という職業を生成させたのはそうした文脈なのである。市場経済のなかで国営農場型の農業企業体が、馬飼育部門を維持できなくなるなかで、個人馬牧夫は生まれた。それら牧夫による預託システムとは、民族料理を希求する住民の文化的嗜好と、これを実現するため、すでに構築された社会システムのなかで取引費用（イエーガー 2001）をできるだけ下げることと合理的な行動をとる住民の選択を満たすための仕組みなのである。たしかに、仔馬肉にしても馬乳酒にしても商品として生産と流通が市場原理に基づくシ

システムを形成する体制にはなっていない。しかし、子馬肉の預託にみられるように、その生産システムは明らかに不特定の個人が参加し自己利益を追求する市場交換に適合する側面をもっている。

そもそもサハの現在みられる仔馬肉に対する馬食文化現象がどれほど過去にさかのぼりうるものか、古典的民族誌資料からは十分うかがうことができない。当の仔馬肉の名称が説明的・類別的であることや、そもそも仔馬肉を大量生産できる体制は、社会主義農業に確立されたことを考慮すれば、この慣行は「伝統の発明」という要素を多分にもっている。とはいえその「発明」は、彼ら自身に「伝統」を意識させるとともに、かつ都市・農村の生活様式に拘束されない、市場経済化で維持可能な食料生産体制を作り出したことは事実である。それは、民俗文化に基づいた新しい生産体制を構築しつつあるプロセスの1つであると指摘することができる。

7 結論

ポスト社会主義時代における伝統的な牧畜文化の変容は、市場経済に適応しない=生業経済の維持・回帰なのか、あるいは人類学の対象として適さない文化的に無色透明な近代産業化なのか、というような二者択一的な枠組みで捉えるべきではない。むしろ生業文化は、その歴史文化的背景と生態条件に規定されながらも、独自の社会文化に関わる領域を市場経済化のなかで作りに出すことができる——本論での分析を通して確認できたのはこの点である。所有的焼印にしても、個人馬牧夫にしても、それらはいわばシベリア狩猟牧畜民の社会主義経験という経路依存性によって規定されたなかで生成された社会的制度である。本稿の立論は現段階ではまだ脆弱なものであるが、その理論的意義は大きい。なぜなら従来のポスト社会主義人類学とくにシベリア狩猟牧畜民の社会にあっては、市場化・私有化は、旧制度下の集団主義を維持しようとするか、あるいは新伝統主義をはじめとする市場経済への不適応と戦略としての生業経済への転換過程のみを引き起こすと指摘されていたからである。

サハ人の社会の事例が示したのは、市場化のなかで、互酬性に基づく親族の紐帯を強化するいわば生業の経済が活発になった上で、同時に富の市場的再分配に相対的に適した食料生産に関わる契約的な市場交換を支える社会経済領域が出現するという、二重の生産システムとこれを支える社会空間の発生である。統計上の牛馬の所有構造と私有化の違いは、こうした性質を映し出している。いいかえれば、社会主義時代の政策によって定住化、社会的分業のシステム化、現金経済が浸透した社会にあって、かつその社会主義経済から資本主義経済への移行期において、歴史文化的起源をもつ彼ら自身の生産システムが、単に生業経済の仕組みを提供するというのではなく、市場経済に相対的に適した社会交換の仕組み=二重経済を生成したわけである。

社会主義時代においてはフォーマルな計画経済に対する生業的なインフォーマル経済は確かに存在したが、それとは根本的に異なっている。旧制度下のインフォーマル経済は、ソ連社会全般にみられる現象の地域的な縮図でしかなかった。しかしポスト社会主義下においては、サハ社会というロシア国家の先住の少数民族が形成する地域社会（中央ヤクーチア）において、彼らの歴史文化の文脈において並列的な二重性をもっているという点が存在するからである。さらに興味深いのは、この社会交換の領域は、馬群による周年放牧という生態学的条件によって条件づけられている点である。それは、ポスト社会主義下におけるサハ社会の二重経済が、生業経済のみでなく、市場経済の領域においても自然が大きく関与していることを意味しているからである。こうしたシステムの成立の条件は、社会主義化による社会経済生活の近代化が実現したという歴史と、彼らの伝統的生業における牛と馬という生態・経済・文化上の異なる意味をもつ生産とこれに関わる社会文化にある。

二重経済概念を用いた湖中は、ケニアの牧畜民サンプル社会の分析を通して、それが牧畜二重経済であると結論した。それは貨幣獲得を目的とする貨幣経済、家畜そのものが富とする経済2つが並列するからである。そしてこの体制の生成こそが、市場化にあつて、サンプルの地域社会と経済が「資本主義経済」を「馴化」する鍵であるとさえ主張している（湖中2006: 260, 277）。当然ながらサンプル社会とサハ社会では、二重経済の意味も文脈も異なっている。とはいえ、重要なのは、二重経済体制が、空間や時代に拘わらず、当該の政治・社会・歴史的な文脈に即して生成するという事実である。

サハ人は、70年以上にわたる定着と近代化を経験してきた牧畜民である。その経験は、極北の生態的特質と社会主義体制の経験、そしてロシア人を多数とする先住民社会という条件のなかで展開してきた。彼らの牧畜文化の変化を扱うなかで本稿が示した民族誌的記述と到達した市場経済と生業システムの関係論は、異なる歴史と生態そして政治経済体制を歩む牧畜民の社会変容を展望するにあたって、一定の示唆となるだろう。

注

- 1) 拙稿（高倉 2000）参考のこと。社会哲学や政治経済学上における思想及びその社会システム上の理論的な意味での「社会主義」ではなく、住民の日常生活における主観的な経験を照射する概念。
- 2) これはシベリア狩猟牧畜民に限ったことではなくソ連農村部全体にいえることであった（Hann 2003: 9; Humphrey 2002: 140）。
- 3) 1999年7月、8月（メギン・カンガル郡タバガ村、アムガ郡アバガ村）、2000年11月、12月（メギン・カンガル郡タバガ村）、2001年6月、7月（メギン・カンガル郡タバガ村、エレチュイ村、アムガ郡サタガイ村、ハンガル郡エクチョム村）、2003年8月（ハンガル郡ネミュグ村）、2005年9月、10月（ヤクーツク特別行政区カタシ村、ハンガル郡ネミュグ村、チョクチュル村、メギン・カ

ンガル郡マツタ村、ウスチ・アルダン郡シルダフ村、ナム郡アツパニ村、クラスナヤ村)の約6ヶ月にわたって実施された。広域調査地は、タバガ村滞在中にラポールに誘われて特に準備なく訪ねた場合もあるし、また逆に事前に面談調査の対象の存在をしり電話で連絡したうえで訪問した場合もある。

- 4) ソ連時代、サハはヤクート自治共和国(ヤクートはロシア語のサハ民族名称)、その崩壊後サハ共和国(ヤクーチア)となった。2002年国勢調査におけるロシア連邦サハ共和国(ヤクーチア)の人口95万人には、約43万人(約45.5パーセント)のサハ人、ついで39万人(41.2パーセント)のロシア人、さらにウクライナ人、他の北方少数民族シベリア人が含まれている(国勢調査2002: 717)。
- 5) 一部と述べたのは、クレイトの研究では馬生産とコミュニティの関係は分析の対象となっていないからである。また筆者の調査したメギン・カンガル郡などにおいては、草刈作業に参加する「非雌牛もち」は単に村落内部ではなく、ヤクーツク市を含めたより広範囲に暮らす親族関係者であった。この違いは中央ヤクーチアの交通事情や都市との近接性に由来するのかもしれない。
- 6) 氏族共同体(Rodovaya Obshshina)はその名称が人類学的観点からは興味深いものであるが、基本的には農牧・狩猟漁業を主たる産業とする法的な意味での経営団体である。氏族共同体は、ほかの団体範疇と異なり、共和国内の先住少数民族の伝統的生業つまりトナカイ畜産業、狩猟、漁業が主たる経済活動となる。そしてこれを組織するのは、サハ人以外の先住民であるエヴェンキン人、エヴェン人、ユカギール人、チュクチ人などである。サハ人の場合、この範疇をつかわず、農民経営を組織する傾向が強い。
- 7) 農民経営の概念についてはC・ハンフリーが帝政ロシア・ソ連・そしてポスト社会主義の文脈をふまえた説明を行なっている。彼女によれば、現在の農民経営はその制度的意図とは別にいわゆる小企業として市場経済に適応しておらず、生業経済的に機能している(Humphrey 2002)。
- 8) 聞き取りによれば、朝は1頭につき、4、5リットル、夕方は8リットルほど搾乳される(1999年7月27日、メギン・カンガル郡タバガ村)。また別の聞き取りでは朝の搾乳でとるのは、8頭で35リットル(1頭あたり4.4リットル)であった(2005年10月8日、同郡マツタ村)。
- 9) なお、騎乗馬(at)は牛同様に個体名がつけられ、呼称・言及の対称となる。例えば、タバガ村では、ブートル(Bootur, 戦士)、クオバフ(Kuobakh, 兎)、ベルゲン(Bergen, 腕利き)、ウチャート・シレ(Ychaat-sire, 若い大地)、スルチャー(urchaan, 灰色ちゃん)などがあつた。
- 10) これらの所有印と社会主義以前の伝統のあり方については本稿では扱わない。
- 11) 匿名性を保護するため、すべて以下のインフォーマント名称は仮名。
- 12) 馬牧夫は通常、村から離れて放牧地で過ごす時間がながいため、村で会えることは少ない。
- 13) 試験農場という名前が示すとおり、農業研究所の畜産研究者が観察・実験を行なう農場でもある。ただし通常の生産部門も備えており、村の住民の社会経済的生活にとっては、現在みられる農業企業体と大きな差異はない。
- 14) それは獣医や畜産経済専門家などからの科学的知識と熟達した職業牧夫からの在来的知識双方からなる。両者は二者択一的な関係ではない。
- 15) ある熟練馬牧夫からの聞き取りによると、牝馬は体重380キロほどで、このうち肉身は180キロ、種馬が400キロのうち肉身は200キロ、仔馬は180キロのうち100~120キロだという(1999年7月30日、タバガ村)。

文 献

Aslund, A.

- 1997 Observations on the Development of Small Private Enterprises in Russia. *Post-Soviet Geography and Economics* 38 (4): 191-205.

Crate, S.

- 2003 Viliui Sakha Post-Soviet Adaptation: A Subarctic test of Netting's Smallholder-householder Theory. *Human Ecology* 31 (4): 499-528.

FSGS (Федеральная служба государственной статистики)

- 2005a *Основные показатели агропромышленного комплекса Республика Саха (Якутия) за 1999-2004 годы*. Якутск.
2006b *Статистический ежегодник Республика Саха (Якутия), официальное издание*. Якутск.

Hann, C.

- 2003 Introduction. Decollectivisation and the Moral Economy. In C. Hann (ed.) *The Postsocialist Agrarian Question*, pp. 1-46. Munster: Lit Verlag.

Humphery, C.

- 1998 The Domestic Mode of Production in Post-Soviet Siberia? *Anthropology Today* 14 (3): 2-7.
2002 Subsistence Farming and the Peasantry as an Idea in Contemporary Russia. In P. Leonard (ed.) *Post-Socialist Peasant? Rural and Urban Constructions of Identity in Eastern Europe, East Asia and the former Soviet Union*, pp. 136-159. New York: Palgrave.

池谷和信

- 1999 「シベリア北東部におけるチュクチのトナカイ牧畜と放牧テリトリー」『北海道立北方民族博物館研究報告』 8 : 1-30.

国勢調査

- 2002 *Национальный состав и владение языками, гражданство*. Книга 1. (Итоги всероссийской переписи населения 2002 года, том 4). Москва: ИИЦ «Статистика России».

国立天文台編

- 2001 『理科年表平成13年』東京：丸善。

湖中真哉

- 2006 『牧畜二重経済の人類学——ケニア・サンプルの民族誌的研究』京都：世界思想社。

MESR (Министерство экономики и прогнозирования Республика Саха (Якутия))

- 2001 *Сельское хозяйство Республика Саха (Якутия) за годы экономических реформ (1990-2000 гг.)*. Якутск.

佐々木史郎

- 1998 「クラスヌイ・ヤール村の狩猟採集産業の行方」佐藤宏之編『ロシア狩猟文化誌』 pp. 163-203, 東京：慶友社。

高倉浩樹 (Takakura, H.)

- 2000 『社会主義の民族誌——シベリアトナカイ飼育の風景』東京：東京立大学出版会。
- 2002 An Institutionalized Human-animal Relationship and the Afermath: the Reproductive Process of Horse-bands and Husbandry in Northern Yakutia, Siberia. *Human Ecology* 30 (1): 1-20.
- 2003a 「民族文化と公共の記憶の布置——サハにおける馬乳酒祭と駒繋ぎ」瀬川昌久編『文化のディスプレイ——東北アジア諸社会における博物館、観光、そして民族文化の再編』（アジア研究報告シリーズ 4）pp. 69-118, 東京：風響社。
- 2003b 「サハ社会における馬飼育と不在家畜所有——ポスト社会主義下における家畜委託関係と社会経済的変動の諸相」黒田卓他編『中央ユーラシアにおける民族文化と歴史象』pp. 187-221, 仙台：東北大学東北アジア研究センター。
- 2007 「針葉樹林帯における資源の周期性と人々の畏怖——シベリア牧畜民サハ人の草刈とアラス」秋道智彌編『資源とコモンズ』（資源人類学 8）pp. 215-242, 東京：弘文堂。
- 2009 「シベリアの狩猟・牧畜をめぐる歴史と現代ロシアにおける位相」岡洋樹他編『東北アジア』（朝倉世界地理講座 2）朝倉書店（予定）。

渡邊日日

- 2000 「所有構造の変容と集団主義の軌跡——民営化過程におけるロシア連邦ブリヤート共和国のコルホーズについて」『アジア経済』41 (8): 20-56。

イエーガー, ティモシイ

- 2001 『新制度派経済学入門』青山繁訳, 東京：東洋経済新報社。

吉田 陸

- 1998 「西シベリア・ギダン・ネネツの食文化——現代極北トナカイ飼養民の文化的社会的解釈」『民族学研究』63 (1): 44-65。

Ziker, J.

- 2001 Land Use and Social Change among the Dolgan and Nganasan of Northern Siberia. In Anderson, D. G. and K. Ikeya (eds) *Parks, Property, and Power: Managing Hunting Practice and Identity within State Policy Regime* (Senri Ethnological Studies 59), pp. 47-65. Osaka: National Museum of Ethnology
- 2002 *Peoples of the Tundra: Northern Siberians in the Post-Communist Transition*. Prospect Heights, Illinois: Waveland Press, Inc.